全国健康保険協会の設立に向けた準備について

平成20年10月の全国健康保険協会の設立に向けて、円滑な業務の移行ができるよう、小林理事長予定者を本部長とする設立準備本部のもと、各種準備を進めているところ。

広報

- ・チラシ・ポスターの配布(事業所、医療機関、関係機関、団体等)
- ・政府広報(テレビ、新聞、雑誌、音声CD)
- ・ホームページ

業務の移管等

- ·研修(全国研修·都道府県研修)(7~8月)
- マニュアルの作成
- ・業務の実施体制(窓口体制等)の準備、移転
- ・資産・負債の承継

システム開発

- ・システムの総合テスト(~7月中旬)
- ・本番運用リハーサル(8月中旬)
- ・データ移行、システム移行(9月)

事務所の設営等

- ・事務所の設営、改修工事
- ・端末機器等の配備、LANの敷設
- ・備品・帳票等の配備等

平成20年10月 全国健康保険 協会の設立

全国健康保険協会の設立に向けた広報について(主なもの)

ホームページ		○厚生労働省及び社会保険庁の HP に「協会けんぽコーナー」を開設				
チラシ		〇一般チラシ				
		・7月及び9月の納入告知書にあわせて全事業所に送付				
		・保険医療機関、関係機関、団体等に送付 〇任意継続被保険者向けチラシ				
		〇日雇特例被保険者向けチラシ				
		・受給資格者票等の交付時に配布				
		ポスター		〇保険医療機関、関係機関、団体等に配布 (8月~)		
7,77						
		O[MY JAPAN]				
	ンネル(朝日ニュー	・放送:8月2日、3日 アドレス (http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/myjpn/movie/20080802.html) 〇「変わります!官から民へ 政府管掌健康保険が「協会けんぽ」へ」				
	スター)					
	インターネットテ					
政	レビ	アドレス (http://nettv.gov-online.go.jp/)				
政府広	日本テレビ外30	〇「ご存じですか」				
報	局(全都道府県)	- 放送:8月21日				
	フジテレビ、関西テ	○「キク!みる!」				
	レビ	・放送 8 月 22 日、28 日				
	新聞、雑誌	〇今後、掲載予定				

チラシ及びポスター等の例

○ 別紙1:事業主及び被保険者向けチラシ(7月送付分)

○ 別紙2:任意継続被保険者向けチラシ

○ 別紙3:ポスター

○ 別紙4:ホームページ

本年10月、政管健保は「協会けんぽ」 🐓 に変わります

(シンボルマーク)

健康保険(政府管掌健康保険)については、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

協会設立で変わります。

▶ 協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間です。民間のノウハウを積極的に採り入れ、事業主・被保険者の皆様のご意見をお聴きしながら、サービスの向上や業務改革を進めていきます。

被保険者証は引き続き使用できます。

- ▶ 従前から政府管掌健康保険に加入されている方については、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方に対しては、協会から新たな被保険者証が発行されることとなります。
- (※)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

保険給付の内容は変わりません。

▶ 医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病 手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立 後もこれまでと変わりません。

◆ 各種申請等の窓口はこうなります ◆

窓口の場所等が変わる場合がありますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

《詳しくは裏面をご覧下さい》

適用·徴収関係

健康保険の加入や保険料の納付等に関する手続

 \Rightarrow

社会保険事務所 (これまでと同様)

給付関係

健康保険の給付や任意継続等に関する手続

協会の各都道府県支部

※10月以降の具体的な窓口の場所やお問い合わせ先については、各種広報を通じてお知らせをしていきます。

全国健康保険協会に関する詳細については、厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)及び社会保険庁のホームページ(http://www.sia.go.jp/)をご覧ください。

厚生労働省·社会保険庁

協会けんぽに関するQ&A

Q1. 協会の行う業務は?

- ▶全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト(診療報酬明細書)の点検、健診や保健指導等の保健事業などを実施します。
- ▶なお、健康保険への加入や保険料の納付の手続については、従来と同様、社会保険事務所(社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて、厚生年金の手続とあわせて行います。 (ただし、会社を退職後も継続して任意で加入される方(任意継続被保険者)の手続は、協会で行います。)

Q2. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの?

- ▶健康保険の加入や保険料の納付の手続は、従来と同様、最寄りの社会保険事務所(社会保険 庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて行います。
- >傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は、協会の各都道 府県支部で行いますが、職員の巡回等により、社会保険事務所等に窓口を設けることも検討中 です。具体的な窓口の取扱いについては、今後、各種広報を通じてお知らせをしていきます。な お、健康保険の申請や届出は、来所していただかなくとも、郵送で行うことができます。

Q3. 保険料はどうなるの?

- ▶本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。
- ▶ なお、協会において設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見をお聴きした上で、都道府県別の保険料率を設定することとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。
- ※「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク() とともに、公募により選定されました。

本年10月、政管健保は「協会けんぽ」 🐓 に変わります

(シンボルマーク)

健康保険(政府管掌健康保険)については、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。 皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

サービスや業務改革をさらに進めます

協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間です。 民間のノウハウを積極的に採り入れ、事業主・被保険者のご意見をお聴きしながら、サービスの向上 や業務改革を進めていきます。

被保険者証は引き続き使用できます。

- これまで政府管掌健康保険に加入されている方は、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在の被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降加入された方には、新たな被保険者証が発行されます。
- (※)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

保険給付の内容は変わりません。

▶ 医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、出産一時金などの 現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

◆ 任意継続被保険者の皆様へのお知らせ ◆

10月分の保険料の納付書に関するお知らせ(重要)

10月分以降の保険料の納付書は、協会から送付させていただくこととなります。(裏面をご参照) 10月分の保険料の納付書の送付時期は適常より遅くなることもありますので、10月分のみ納付期限 を10月15日に延長することとしています。(なお、11月分以降はこれまでどおり毎月10日です)

|| その他のお知らせ

- 口 皆様の任意継続被保険者の資格は協会に引き継がれますので、特に新たな手続きは必要ありません。
- □ 10月以降、住所変更など任意継続に関して手続きが必要な場合は、協会の各都道府県支部で行うこととなります。

《保険料の納付方法》

□ 10月分以降の保険料は、コンビニエンスストアで24時間納付が行えるほか、一部の銀行のATM、インターネットによる電子納付を行うことができます。また、ゆうちょ銀行(郵便局)等の一部の金融機関では窓口での納付が行えますが、その他の金融機関では窓口での納付は行えません。(支部の窓口での現金納付は原則として取り扱いません)※取扱いを行うコンビニエンスストア、金融機関については、10月分の納付書の送付にあわせて、お知らせいたします。

《保険料の前納》

□ 9月末までに社会保険事務所で手続きを行った10月以降の保険料の前納分については、協会に引き継がれます。 (特に手続きは必要ありません)

《口座振替》

□ 保険料の口座振替をご希望の方は、10月以降、手続きを行っていただければ口座振替を行うことが可能となります。

全国健康保険協会に関する詳細については、厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)及び社会保険庁のホームページ(http://www.sia.go.jp/)をご覧ください。

厚生労働省•社会保険庁

協会けんぽに関するQ&A

Q1. 協会の行う業務は?

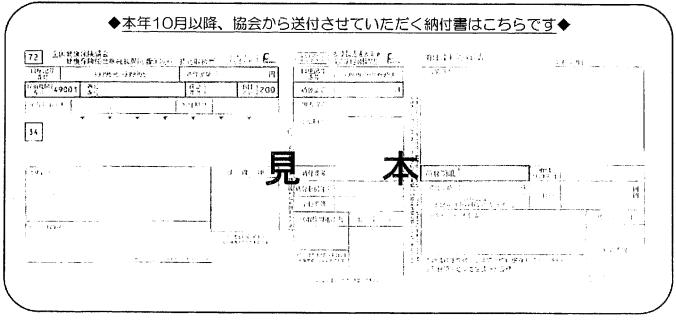
▶全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト(診療報酬明細書)の点検、健診や保健指導等の保健事業などを実施します。任意継続被保険者の皆様の手続も全国健康保険協会で行います。

Q2. 健康保険の給付等の申請窓口はどうなるの?

▶任意継続被保険者の住所変更等の手続きや出産一時金等の健康保険の給付の申請は、協会の各都 道府県支部で行います。また、職員の巡回等により、社会保険事務所等に窓口を設けることも検 討中です。具体的な窓口の取扱いについては、今後、各種広報を通じてお知らせをしていきます。 なお、健康保険の申請や届出は、来所していただかなくとも、郵送で行うことができます。

Q3. 保険料はどうなるの?

- 本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。
- なお、協会において設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見をお聴きした上で、都道府県別の保険料率を設定することとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。



※「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク() と ともに、公募により選定されました。

お問合せ先は、社会保険事務局や最寄りの社会保険事務所まで。本年10月以降は、全国健康保険協会の都道府県支部までお願いします。連絡先等については社会保険庁のホームページ(http://www.sia.go.jp/)まで。

本年10月、

政管健保は「協会けんぽ」



に変わります

健康保険(政府管掌健康保険)については、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年 10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。 皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

サービスや業務改革をさらに進めます

▶ 協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間です。民間のノウハウを積極的に採り入れ、事業主・被保険者の皆様のご意見をお聴きしながら、サービスの向上や業務改革を進めていきます。

被保険者証は引き続き使用できます

- ▶ これまで政府管掌健康保険に加入されている方には、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在の被保険者証(※)は引続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降加入された方には、新たな被保険者証が発行されます。
- (※)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

保険給付の内容は変わりません

▶ 医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

◆ 各種申請等の窓口はこうなります ◆

窓口の場所等が変わる場合がありますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

適用·徴収関係

健康保険の加入や 保険料の納付等に関する手続



社会保険事務所 (これまでと同様)

給付関係

健康保険の給付や 任意継続等に関する手続



協会の各都道府県支部

※10月以降の具体的な窓口の場所やお問い合わせ先については、 各種広報を通じてお知らせをしていきます。 「協会けんぱ」は、「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク「(り)」とともに、公募により選定されました。



全国健康保険協会に関する詳細については、厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)及び社会保険庁のホームページ(http://www.sia.go.jp/)をご覧ください。

厚生労働省·社会保険庁

社会保険厅

▶用語集

▶社会保険制度 ▶相談案内 ▶申請・周出手続き案内 ▶インフォメーション

<u>トップペー</u> > 本年10月、政管健保は「協会けんぽ」に変わります

本年10月、政管健保は「協会けんぽ」に変わります

中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険(政府管掌健康保険)は、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。

協会設立で変わります。

1. 組織や職員が変わります。

協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間職員です。

協会の理事長や各都道府県の支部長はすべて民間出身者を登用する等民間からの採用を進め、民間のノウハウを積極的に採り入れていきます。

2. サービスが変わります。

民間のノウハウやIT・システムを活用し、被保険者や事業主の皆様の視点からサービスの向上を図っていきます。

3. 地域により密着した運営に変わります。

都道府県ごとに支部を設け、地域の身近な保険者として地域の被保険者や事業主の皆様のご 意見に基づき、生活習慣病の予防など地域の実情に応じた事業を展開しています。

4. 仕事の仕方が変わります。

民間の法人として職員の意識改革を図り、能力と実績に基づく人事制度の徹底を図るとともに、業務改革を進め、運営の効率化を図っていきます。

協会設立でも変わりません。

医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。

また、被保険者証については、平成20年10月以降順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。

【協会けんぽの理念】

《其本使命》

協会は、保険者として被用者に係る健康保険事業を行い、被保険者等の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者等の利益の実現を図る。

《キーコンセプト》

- ・事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営
- ・事業主及び被保険者への信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・事業主及び被保険者への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

◆「協会けんぽ」は、「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマークととも に、公募により選定されました。

【協会けんぽに関するQ&A】

- Q1. 全国健康保険協会の行う業務は?
- Q2. 被保険者証はどうなるの?
- Q3. 健康保険の給付はどうなるの?
- Q4. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの?
- Q5. <u>保険料はどうなるの?</u>

【協会の設立に向けた広報】

- 〇協会の設立に向けて、事業所、関係機関等に以下のチラシ等を配布しています。 (チラシ)
 - ◇ 事業主・被保険者用
 - ◇ 医療機関用
 - ◇ 任意継続被保険者用

<u>(ポスター)</u>

- 〇政府広報関係
 - ◇ 番組:「MY JAPAN」
 - ・放送局:CSニュースチャンネル(朝日ニュースター)
 - •放送:8月2日(土)、8月3日(日)
 - ・テーマ: 官から民へ 政府管掌健康保険が変わります!!
 - http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/myjpn/movie/20080802.html
 - ◇ インターネットテレビ(24ch)
 - •テーマ:変わります 官から民へ 政府管掌健康保険から協会けんぽへ
 - •http://nettv.gov-online.go.jp/
- ◇ 番組:「ご存じですか」
 - ・放送局:日本テレビ系
 - ・放送:8月21日(木)
 - http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/gozo/backnumber/200808.html
- ◇ 番組:「キク!みる!」
 - ・放送局:フジテレビ、関西テレビ
 - •放送:8月22日(金)、8月28日(木)
 - http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kikumiru/backnumber/200808.html

【協会けんぽの概要】

協会けんぽに関する詳しい情報は以下をご参照ください。

- ◇ 全国健康保険協会の概要
- ◇ 医療制度改革(公法人化関係)
- ◇ 協会の理念・運営方針
- ◇ 全国健康保険協会設立委員会における検討状況
- ◇ 協会の職員(民間募集分)の採用について
- ◇ 協会の職員採用の状況について

本年10月、政管健保は「協会けんぽ」にかわります > 協会けんぽに関するQ&A

協会けんぽに関するQ&A

- Q1 全国健康保険協会の行う業務は?
- A1 全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセ プト(診療報酬明細書)の点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施します。 なお、健康保険への加入や保険料の納付の手続については、従来と同様、社会保険事 務所(社会保険庁)において、会社(事業所)を通じて、厚生年金の手続とあわせて行わ れます。(ただし、会社を退職した場合に継続して任意で加入される方(任意継続被保険 者)の手続は、協会で直接行います。)
- Q2 被保険者証はどうなるの?
- A2 10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方や被保険者証の再交付の手続をさ れた方には、全国健康保険協会から新たな被保険者証が発行されます。従前から政府 管掌健康保険に加入されていた方には、10月以降順次、協会名の新たな被保険者証へ の切替えが行われます。これらの被保険者証の切替えの手続は、一般の被保険者の方 は会社(事業所)を通じて行われます。(任意継続被保険者の方には、直接ご自宅に郵 送させていただきます。)

被保険者証の切替えが完了するまでは、現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機 関等で使用できます。なお、切替えの期間等の具体的な内容については、今後、会社 (事業所)や各種広報を通じてお知らせをしていきます。

- Q3 健康保険の給付はどうなるの?
- A3 医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度 額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は、協会設 立後もこれまでと変わりません。
- 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの? Q4

A4

健康保険の加入や保険料の納付の手続は、従来と同様、最寄りの社会保険事務所 (社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて行います。また、傷病手当金等 の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は協会の各都道府県支部 で行います。また、円滑な移行を図るため、当面、協会の職員の巡回等により、社会保険 事務所に申請の受付等の窓口を開設することとしています。各都道府県における窓口の 具体的な取扱いについては、今後、会社(事業所)や各種広報を通じてお知らせをしてい きます。

なお、健康保険の給付等の申請は、来所していただく必要はなく、郵送で行うことがで

Q5 保険料はどうなるの?

A5 本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。

なお、協会設立後、1年以内に、都道府県毎に地域の医療費の反映した保険料率を設定することとなります。都道府県単位の保険料率の場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

∢前のページに戻る

▲このページのトップに戻る

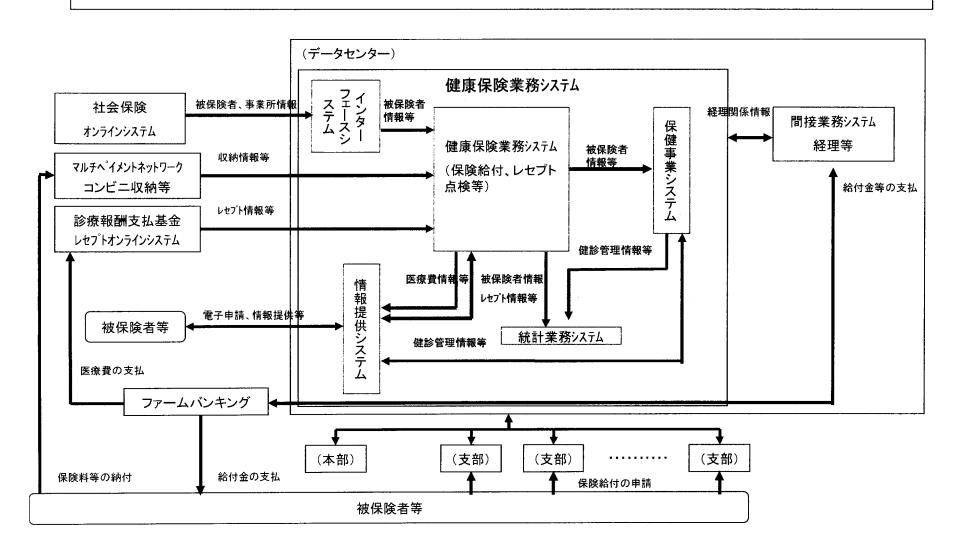
Social Insurance Agency



.

全国健康保険協会の健康保険業務システムのイメージ

- ○全国健康保険協会の健康保険業務システムについては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年10月31日改定)に基づき、①業務の効率化・合理化、②被保険者サービスの向上、保険者機能の強化、④安全性・信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、最適な業務・システムの構築に取り組むこととしている。
- ○10月のシステム稼働に向けて、テスト、本番運用リハーサルを終えたところであり、今後、データ移行及びシステム移行を実施することとしている。



全国健康保険協会本部・支部の所在地について

(平成20年10月1日から)

支部名		所在地	支部名		(平成20年10月1日から) 所在地
北海道	〒060-8524	札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル	滋賀	〒520-8513	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル
青森	〒030-8552	青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル	京都	〒604-8508	京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマブラザ21
岩手	〒020-8508	盛岡市中央通1ー7ー25 朝日生命盛岡中央通ビル	大阪	〒541-8549	大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル
宮城	〒980-8561	仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル	兵庫	〒651-8512	神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館
秋田	〒010-8507	秋田市川元山下町5-21	奈良	〒630-8535	奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル
山形	〒990-8587	山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル	和歌山	〒640-8516	和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル
福島	〒960-8546	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	鳥取	〒680-8560	鳥取市扇町58 ナカヤビル
茨城 ————	〒310-8502	水戸市南町3ー4ー57 水戸セントラルビル	島根	〒690-8531	松江市学園南1-2-1 くにびきメッセ
栃木	〒320-8514	宇都宮市大通り1〜4〜22 住友生命宇都宮第2ビル	岡山	〒700-8506	岡山市本町6-36 第-セントラルビル
群馬	〒371-8516	前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル	広島	〒732-8512	広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル
埼玉	〒330-8686	さいたま市大宮区土手町1-49-8 G・M大宮ビル	山口	〒754-8522	山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3
千葉 	〒260-8645	千葉市中央富士見2-20-1 日本生命千葉ビル	徳島	〒770-8541	徳島市沖浜東3-46 Jビル西館
東京	〒141-8585	品川区大崎5-1-5 高徳ビル	香川	〒760-8564	高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル
神奈川	〒240-8515	横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークイーストタワー	愛媛	〒790-8546	松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル
新潟	〒950-8613	新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル	高知	〒780-8501	高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル
富山	〒930-8561	富山市神通本町1-1-19 富山駅西ビル	福岡	〒812-8670	福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング
石川	〒920-8767	金沢市高岡町1-39 住友生命金沢高岡町ビル	佐賀	〒840-8560	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
福井	〒910-8541	福井市大手3-4-1 福井放送会館	長崎	〒850-8537	長崎市万才町3-5 朝日生命長崎ビル
山梨	〒400-8559	甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル	熊本	〒862-8520	熊本市水前寺1-20-22 水前寺センタービル
長野	〒380-8583	長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル	大分	〒870-8570	大分市東春日町1-1 NS大分ビル
岐阜	〒500-8667	岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル	宮崎	〒880-8546	宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル
静岡	〒420-8512	静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル	鹿児島	〒892-8540	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル
愛知	〒461-8515	名古屋市東区葵1-13-8 アーバンネット布池ビル	沖縄	〒900-8512	那覇市旭町 114-4 おきでん那覇ビル
三重	〒514-1195	津市久居新町3006 ポルタひさい南棟	本部	〒102-8575	千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル